

○厚生労働省令第百二十号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成十五年政令第三百四号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令を次のとおり定める。

平成十五年七月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三条、第四条第一項及び第六項、第五条、第八条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条から第二十三条まで並びに第二十八条から第三十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第十一条第二項第二号中「ジフテリア及びペスト」とあるのは「重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）」と、同条第三項中「その病原体を保有しなくなるまでの期間」とあるのは「その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。